

令和元年度第1回気象庁入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和元年9月26日(木)東京管区気象台第一会議室(8F)		
委員	委員長	左 近 輝 明(弁護士)	
	委員	浅 野 正一郎(国立情報学研究所名誉教授)	
	委員	杉 本 洋 文(株計画・環境建築代表取締役会長)	
審議対象期間	平成30年10月1日～平成31年3月31日		
契約の現状の説明等	入札・契約手続の運用状況等の報告		
総抽出案件	4件	〈 備 考 〉	
工事	一般競争	3件	
	指名競争	0件	
	随意契約	0件	
建設コンサルタント業務等	一般競争	0件	
	指名競争	0件	
	随意契約	0件	
物品・役務等	一般競争	1件	
	指名競争	0件	
	随意契約	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		

意見・質問	回答
1. 入札・契約手続の運用状況等の報告	
競争性のない随意契約方式を理由がわかるよう表現した方がよい。	もう一工夫いたします。
2. 航空気象観測所システム撤去工事(徳之島航空気象観測所)(福岡管区気象台) 【工事、一般競争】	
<p>直接工事費は落札している業者が高く、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の共通費はかなり低額であるが、低額を認めた理由は。</p> <p>口頭の確認でよいのか。予定価格に収まったから落札を決めるのではなく、総合的な金額の内訳で落札を決め、内訳もきちんと調整させることが大切で、最終的に内容の金額を是正するよう業者に指導すべきだ。</p>	<p>落札者にヒアリングを行い、会社の利益分を最大限圧縮するという積算を行い、その圧縮分の一部は共通費から直接工事費に持っていったという話を聞いています。内訳で差が出ていましたが、最終的判断で予定価格に収まっていたので契約手続きを進めました。必要経費となる安全管理に係る費用等の現場管理費は、直接工事費に含まれていることは確認しました。</p> <p>ご指摘を踏まえ、項目ごとの金額の調整については、今後検討していきます。</p>
3. 那覇空港航空統合気象観測システム整備に伴うケーブル敷設他工事(増設滑走路)(沖縄気象台) 【工事、一般競争】	
<p>空港内という特殊な事情で等級を設定すると競争参加者が減るから、空港内であっても参加者を増やすために全等級にしてよいのか。他の空港もそうなのか。</p> <p>空港というのは、管理されているエリアであり、空港内工事については、航空局は特殊な資格の業者を選定し、全等級という扱いではないはず。</p> <p>共通費の積算内訳と契約の内訳とでは大きな乖離があるが、工事の監督というのは、契約の内訳でどのように確認されたのか。</p>	<p>他の空港に関しても同様に全等級です。</p> <p>空港に立ち入る際には、航空局に各種申請を行って、航空局から許可を得てから作業に入ることとしています。</p> <p>契約後に施工計画書を提出させ、その中で、現場代理人がどういった資格を持っているか確認しています。</p>

意見・質問	回答
<p>4. 多機能型地震観測装置の製作及び取付調整(気象庁本庁) 【物品・役務等、一般競争】</p>	
<p>一括発注のようだが、製作と工事がどうして一体なのか。</p> <p>機器について、例えばA者の100円を予定価格とした。B者が98円で落札した場合、次回からは予定価格を98円にしないのか。 98円という実績になるのだから実績を使わないのか。</p> <p>見積書を提出した業者の言いなりの価格になっているのでは。</p> <p>適正な価格調達に向けて、今後工夫してほしい。</p>	<p>今ある観測装置を取り外し、新たに調達する観測機器や処理・通信部が格納している筐体を据え付けることが取付調整の内容になっているため、工事というものはありません。</p> <p>予定価格は、契約実績を採用していません。</p> <p>次回の積算で契約の実績を採用すると入札が落ちなくなる可能性があります。</p> <p>定価に対して幾らまで値引きます、という値引き交渉を行い、査定しています。</p>
<p>5. 南鳥島気象観測所(18)電気設備改修その他工事(気象庁本庁) 【工事、一般競争】</p>	
<p>南鳥島の離島工事は随意契約にできないのか。例えば工事の完成条件や施工管理条件、保守条件とかを全部満たす者を対象とした公募随契にするような方法を採用できないのか。</p> <p>離島の特殊性によって金額が上がってしまう理由がわからない。</p> <p>特殊性はどのような基準で計算したのか教えてほしい。一般管理費とか特殊な条件で加算しているのか知りたい。</p> <p>一般管理費の算出で特殊性の運搬費にも諸経費率を掛けているのか。</p> <p>特殊性を含めて諸経費率を掛けてよいのか。特殊性を排除した金額に諸経費率を掛け、離島のための補正值があるから、そこで特殊性を入れて計算するのではないのか。</p> <p>特殊な費用については、分けて計算するものではないのか。検討いただきたい。</p>	<p>特殊な離島ということもありますが、国の会計法では競争が原則ということがあり、原則に則って入札を続けて行こうと考えています。</p> <p>機材の海上輸送が特殊性になります。</p> <p>一般的な工事と掛かる率是一緒の扱いですが、南鳥島という特殊性で加算しているのは、共通仮設費に海上輸送分と機械損料を計上しています。</p> <p>積算基準のとおり積算しています。</p> <p>共通仮設費は、海上の輸送費等を積み上げて計算し、現場管理費、一般管理費は、必要な率を掛けるというのが積算の流れとなっています。</p> <p>特殊費用と一般管理費については、ご意見を踏まえ、再度確認いたします。</p>

意見・質問	回答
6. 審議の結果	
<p data-bbox="193 369 1273 436">第4事案の離島の特殊性の一般管理費等の積算について、しっかり検討いただきたい。 今後も適正、公正な入札契約手続を実施されるよう、よろしくお願いします。</p>	